

**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
モニタリング基本計画**

2023 年 9 月 28 日

大阪府・大阪市

目次

第1 総則	2
1. モニタリングの意義・目的	2
2. モニタリング計画	2
(1) モニタリング基本計画	2
(2) モニタリング実施計画	3
(3) モニタリング計画の変更	5
3. ガバナンス	5
(1) ガバナンス機能の確保	5
(2) 会議体	6
(3) IR 事業評価委員会	6
4. モニタリングに要する費用	6
5. モニタリング結果等の公表	7
第2 モニタリング区分及び項目	7
1. 設計・建設等モニタリング	7
2. 開業準備モニタリング	7
3. 運営等モニタリング	8
4. 財務モニタリング	8
5. IR 区域整備等の影響・効果等分析	8
第3 モニタリング方法等	8
1. 基本的な考え方	8
2. SPC によるセルフモニタリング方法等	8
(1) セルフモニタリング	8
(2) 事業実施状況等の報告	9
(3) セルフモニタリング結果等の公表	9
3. 府及び市によるモニタリング方法等	9
4. IR 事業評価委員会への報告等	9
5. 国土交通大臣への区域整備計画の実施状況報告	9
6. 国土交通大臣からの区域整備計画の実施状況評価	10
7. IR 区域整備等の影響・効果等分析等	10
第4 是正要求措置	10
1. 是正レベルの認定	10
2. 是正要求	11
(1) 注意	11
(2) 改善指導	11
(3) 改善勧告	11
(4) 警告	12
(5) 改善命令	12
3. 違約金	12
4. 本実施協定の解除	13
5. 認定区域整備計画の認定の不更新及び取消し	13

第1 総則

1. モニタリングの意義・目的

大阪・夢洲地区における IR 区域の立地及び整備並びに設置運営事業（以下「IR 区域整備等」という。）は、カジノ事業の収益を活用して IR 区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与とともに、財政の改善に資するという公益目的の実現のために特別に認められるものであることを踏まえ、その実施に当たっては、求められる公益性を適正に確保し、及び達成することが必要である。

また、設置運営事業の実施に当たっては、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の活力及び創意工夫を最大限活かすとともに、カジノ事業収益の適切な活用が図られることや、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除が適切に行われること、さらに、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたって安定的で継続的な IR 事業の運営が確保されることが、極めて重要な前提条件である。

これらを踏まえ、大阪府（以下「府」という。）、大阪市（以下「市」という。）及び SPC は、連携して、ガバナンス機能の確保及びモニタリングを行い、設置運営事業が、法令等及び関連協定¹を遵守し、本事業関連書類に基づき適切かつ確実に遂行されているか、また、その実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等（以下「事業実施状況等」という。）を確認し、継続的な業務改善につなげることで、IR 区域の整備によってめざす公益的な意義及び目標の実現、並びに設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施を図る。

さらに、府、市及び SPC は、IR 区域整備等の実施に伴う影響・効果等を継続的に把握することで、事業実施過程の透明性の確保及び向上につなげ、また、当該影響・効果等の調査・分析結果を有効に活用し、IR 区域整備等の長期間にわたる安定的で継続的な発展を図る。

なお、府及び市は、設置運営事業が民設民営の事業であり、民間の活力と創意工夫・ノウハウを最大限活かすことによって、より魅力的な IR 区域の整備を実現し、その事業効果を最大限に高めることが重要であることを踏まえ、SPC の自主性及び創意工夫を十分に尊重の上、モニタリングを行うものとする。

2. モニタリング計画

(1) モニタリング基本計画

モニタリング基本計画は、設置運営事業の円滑かつ確実な実施を確保するための枠組みについて、府及び市の基本的な考え方を定めるものである。

なお、モニタリング基本計画で別に定める場合を除き、使用する用語の定義は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等実施協定書（以下「本実施協定」という。）に定めるところに従う。

¹ 本実施協定、立地協定及び事業用定期借地権設定契約を総称していう。以下同じ。

(2) モニタリング実施計画

府、市及び SPC は、モニタリング基本計画に基づく具体的なモニタリングの実施項目及び方法を示すものとして、次に定めるところに従い、設置運営事業の各段階におけるモニタリングの実施計画（以下「モニタリング実施計画」という。）を定めるものとする。

なお、府及び市は、必要に応じて、IR 事業評価委員会²に対してモニタリング実施計画を報告の上、助言等を求めることができる。

① モニタリング実施計画（設計・建設等）

SPC は、関連協定、モニタリング基本計画及び本事業関連書類に基づき、次の(a)乃至(d)を含む本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係るセルフモニタリング（以下「セルフモニタリング（設計・建設等）」という。）の実施計画を作成し、府及び市に提出の上、府及び市と協議を行い、その承認を得るものとする。

府、市及び SPC は、SPC が作成したセルフモニタリング（設計・建設等）の実施計画と府及び市が実施する本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係るモニタリング（以下「モニタリング（設計・建設等）」という。）の実施計画を合わせて、本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係るモニタリング実施計画（以下「モニタリング実施計画（設計・建設等）」という。）を定めるものとする。モニタリング実施計画（設計・建設等）は、本実施協定の締結日から 3か月以内（但し、府、市及び SPC の合意により、その期間を 2024 年 3月末日を限度として延長できるものとする。）に、定めるものとする。

セルフモニタリング（設計・建設等）及びモニタリング（設計・建設等）を行う主な項目は、第 2 「1. 設計・建設等モニタリング」に掲げる項目に加え、第 2 「2. 開業準備モニタリング」及び「4. 財務モニタリング」から必要な項目を選定するものとする。

- (a) セルフモニタリング（設計・建設等）、内容、方法、頻度及び時期等
- (b) セルフモニタリング（設計・建設等）の体制
- (c) セルフモニタリング（設計・建設等）に関する各提出資料の様式
- (d) セルフモニタリング（設計・建設等）の結果等の公表項目

② モニタリング実施計画（開業準備）

SPC は、関連協定、モニタリング基本計画及び本事業関連書類に基づき、次の(a)乃至(d)を含む開業準備に係るセルフモニタリング（以下「セルフモニタリング（開業準備）」といふ。）の実施計画を作成し、府及び市に提出の上、府及び市と協議を行い、その承認を得るものとする。

府、市及び SPC は、SPC が作成したセルフモニタリング（開業準備）の実施計画と府及び市が実施する開業準備に係るモニタリング（以下「モニタリング（開業

² 府及び市が、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により、IR 整備法に基づき大阪・夢洲地区において実施される設置運営事業に係る認定区域整備計画の実施の状況の評価等をするため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として共同で設置した大阪府市 IR 事業評価委員会をいう。以下同じ。

準備)」という。)の実施計画を合わせて、開業準備に係るモニタリング実施計画(以下「モニタリング実施計画(開業準備)」といふ。)を定めるものとする。モニタリング実施計画(開業準備)は、本実施協定に定める本件IR施設の開業の予定期(以下「開業予定期」といふ。)の3年前までに定めるものとする。

セルフモニタリング(開業準備)及びモニタリング(開業準備)を行う主な項目は、第2「2.開業準備モニタリング」に掲げる項目に加え、第2「4.財務モニタリング」から必要な項目を選定するものとする。

- (a) セルフモニタリング(開業準備)の内容、方法、頻度、時期等
- (b) セルフモニタリング(開業準備)の体制
- (c) セルフモニタリング(開業準備)に関する各提出資料の様式
- (d) セルフモニタリング(開業準備)の結果等の公表項目

③ モニタリング実施計画(運営等)

SPCは、関連協定、モニタリング基本計画及び本事業関連書類に基づき、次の(a)乃至(g)を含む開業後の本件IR施設等の維持管理及び運営に係るセルフモニタリング(以下「セルフモニタリング(運営等)」といふ。)の実施計画を作成し、本件IR施設の開業予定期の90日前までに府及び市に提出の上、府及び市と協議を行い、その承認を得るものとする。

府、市及びSPCは、SPCが作成したセルフモニタリング(運営等)の実施計画と府及び市が実施する本件IR施設等の維持管理及び運営に係るモニタリング(以下「モニタリング(運営等)」といふ。)の実施計画を合わせて、本件IR施設等の維持管理及び運営に係るモニタリング実施計画(以下「モニタリング実施計画(運営等)」といふ。)を定めるものとする。モニタリング実施計画(運営等)は、本件IR施設の開業予定期の30日前までに定めるものとする。

セルフモニタリング(運営等)及びモニタリング(運営等)を行う主な項目は、第2「3.運営等モニタリング」に掲げる項目に加え、第2「4.財務モニタリング」から必要な項目を選定するものとする。

- (a) セルフモニタリング(運営等)の内容、方法、頻度、時期等
- (b) セルフモニタリング(運営等)の体制
- (c) IR整備法第9条第2項第8号に定める区域整備計画の実施により見込まれる経済的・社会的効果を測るための指標³(以下「成果指標」といふ。)
- (d) 設置運営事業の取組状況、目標の達成状況及び事業効果を測る上での参考とするための指標⁴(以下「参考成果指標」といふ。)
- (e) IR区域整備等の実施に伴う影響・効果等を分析するための項目
- (f) セルフモニタリング(運営等)に関する各提出資料の様式

³ 成果指標は、IR整備法第9条第2項第8号に定める区域整備計画の実施により見込まれる経済的・社会的効果を測るための指標として、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令(令和2年国土交通省令第99号)に基づき認定区域整備計画に記載される事項である。当該国土交通省令の内容を踏まえて、府、市及びSPCで協議の上、定めるものとする。

⁴ 参考成果指標は、設置運営事業の実施状況を確認するための参考情報の一つとして位置付けられ、本事業関連書類に基づき、府、市及びSPCで協議の上定めるものとする。なお、当該指標の未達成によっても、直ちに、これが違反又は不履行の事由とはならず、また、第4に定める是正要求措置の対象となるものではない。

(g) セルフモニタリング（運営等）の結果等の公表項目

(3) モニタリング計画の変更

次の①乃至⑥のいずれかの事由が生じた場合には、府、市及び SPC は相手方に対して、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画（以下「モニタリング計画」と総称する。）の変更を申し入れることができるものとし、この場合、府、市及び SPC は誠実に協議する。

府、市及び SPC は、当該協議を経た上で、その合意により、モニタリング計画を変更することができる（但し、府及び市は、次の①の場合は、当該協議を経た上で、SPC の合意なくモニタリング計画を変更できる。）。府、市及び SPC は、前記の協議及び合意において、合理的理由なくこれらを拒絶、留保又は遅延しないものとする。

また、次の事由に該当しない場合においても、府、市及び SPC が合意した場合は、モニタリング計画を変更することができる。

- ① モニタリング計画を定めた後に公布又は策定（変更も含む。）された、IR 関係法令等その他関係行政機関が定める設置運営事業に影響する通達、指針及びガイドライン等を踏まえ、モニタリング計画を変更する必要があると認められるとき。
- ② 設置運営事業に著しい影響を与える法令等の制定又は変更により、モニタリング計画の変更が特に必要と認められるとき。
- ③ 本件各整備計画等の変更により、モニタリング計画を変更する必要があると認められるとき。
- ④ 不可抗力により、モニタリング計画の変更が特に必要と認められるとき。
- ⑤ モニタリング計画を定めた時点では予測できない急激な社会・経済情勢の変化により、モニタリング計画の変更が特に必要と認められるとき。
- ⑥ 上記のほか、設置運営事業の安定的かつ継続的な運営のために、モニタリング計画の変更が特に必要と認められるとき。

3. ガバナンス

(1) ガバナンス機能の確保

府、市及び SPC は、設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施を図るため、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき、設置運営事業の各段階に応じて適切なガバナンス体制を構築し、相互に連携し、これを円滑に運用することで、本事業期間を通じて、設置運営事業の各段階に応じたガバナンス機能を適切に維持する。

府、市及び SPC は、SPC によるセルフモニタリングの実施、府及び市によるモニタリングの実施、府、市及び SPC で構成する下記(2)の会議体を活用した事業実施状況等の確認・共有及び改善協議による統制、並びに外部有識者等により構成する IR 事業評価委員会を通じた評価・答申・助言等（以下「委員会評価等」という。）による統制により、設置運営事業に対するガバナンス機能を確保する。

また、府及び市は、SPC に融資等を行う金融機関との間で直接協定を締結することができ、当該直接協定に基づく連携及び協議を行うことにより、SPC の財務状況のモニタリングやリスクが顕在化した場合の対応等を行い、設置運営事業のガバナンス機能を

補完する。

(2) 会議体

府、市及び SPC は、図表 1 に示す会議体を設置し、必要に応じて、当該会議体を活用の上、SPC によるセルフモニタリングの実施結果並びに府及び市によるモニタリングの実施結果（以下「モニタリング結果」と総称する。）並びに事業実施状況等の確認及び情報共有を行うとともに、モニタリング結果に基づく改善計画の協議や改善状況の確認等を行い、設置運営事業における公民の密な連携・調整と統制を図るものとする。

【図表 1 会議体の概要】

名称(仮称)	目的	構成員※	開催頻度
事業報告会	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の年度確認 ➢ 翌事業年度の事業計画の協議 ➢ 関連協定、モニタリング計画及び本事業関連書類等の重要事項の変更協議 等	I R 推進局 府・市関係部局 SPC (統括責任者) ※金融機関 (必要に応じて)	年 1 回程度
業務報告会	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の四半期確認 ➢ 改善計画 (是正レベル 2 以上) の協議 ➢ 改善計画に基づく改善状況の確認等	I R 推進局 府・市関係部局 SPC (統括責任者・統括担当者) ※金融機関 (必要に応じて)	四半期に 1 回程度
連絡会議	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の確認 ➢ 改善計画 (是正レベル 1) の協議 ➢ 改善計画に基づく改善状況の確認 ➢ 各種情報共有 等	I R 推進局 府・市関係部局 SPC (統括担当者・業務責任者)	月 1 回程度

※各会議体の構成員の詳細は、上記を基本に別途定める。

(3) IR 事業評価委員会

府は、市とともに、複数の外部有識者等により構成する IR 事業評価委員会に対して、毎年度、モニタリング結果を報告するとともに、必要に応じて、客観的・専門的な立場からの委員会評価等を得るものとする。

4. モニタリングに要する費用

モニタリングに要する費用は、以下を基本に、府、市及び SPC で別途協議の上定めるものとする。

- (1) 府に発生した費用は、府が負担する。
- (2) 市に発生した費用は、市が負担する。
- (3) IR 事業評価委員会の運営に要する費用は、府及び市が負担する。
- (4) 上記以外に発生した費用は、SPC が負担する。

5. モニタリング結果等の公表

- (1) SPC は、セルフモニタリングの方法及び結果について、その概要、認定区域整備計画に記載する各施策及び措置の実施状況並びに成果指標の達成状況その他必要な事項を自己のウェブサイトにおいて公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。公表内容の詳細については、府、市及び SPC で協議の上、モニタリング実施計画において定める。
- (2) 府は、IR 整備法第 37 条第 2 項に基づき国土交通大臣に行った「区域整備計画実施状況報告」の概要及び同条第 5 項に基づき国土交通大臣から通知のあった「区域整備計画実施状況評価」について、府のホームページで公表するものとする。

第2 モニタリング区分及び項目

府、市及び SPC は、次の区分及び主項目に基づきモニタリングを実施する。モニタリング項目の詳細は、モニタリング実施計画において定めるものとする。

1. 設計・建設等モニタリング

設計・建設等モニタリングとして、本事業関連施設（但し、本件土地等に設置されるものに限る。以下同じ。）の設計及び本件工事の状況について、主に次の(1)乃至(6)の確認を行う。

- (1) 設計及び本件工事の実施体制の整備状況
- (2) 設計及び本件工事の進捗状況（本事業日程及び施工計画書に基づき進捗しているか。）
- (3) 本事業関連施設の設計状況（法令等及び関連協定を遵守の上、本事業関連書類に基づき適切に実施されているか。）
- (4) 本件工事の実施状況（法令等及び関連協定を遵守の上、本事業関連書類及び設計図書等に従い適切に実施されているか。）
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための措置の状況（行動指針の作成を含む。）
- (6) 本件工事に必要な関係者との協議等の状況

2. 開業準備モニタリング

開業準備モニタリングとして、本件 IR 施設の開業前の準備状況について、主に次の(1)乃至(7)の確認を行う。

- (1) 開業までの具体的な作業工程、スケジュール及びその進捗状況
- (2) 各種許認可等（カジノ免許を含む。）の取得状況
- (3) 各種運営マニュアル（事業継続計画を含む。）の整備状況
- (4) 事業実施体制及び組織体制の整備状況
- (5) 雇用及び専門人材の確保状況（従業員の雇用、通勤手段の確保、人材育成・研修等の状況を含む。）
- (6) 物品及びサービスの調達先の確保状況
- (7) 設置運営事業に必要な関係者との協議等の状況

3. 運営等モニタリング

運営等モニタリングとして、本件 IR 施設の開業後の設置運営事業の実施状況等について、主に次の(1)乃至(5)の確認を行う。

- (1) 設置運営事業の実施状況（法令等及び関連協定を遵守の上、本事業関連書類に従い適切に実施されているか。）
- (2) カジノ事業収益の活用（再投資を含む。）による公益性の確保状況
- (3) 認定区域整備計画に記載した成果指標の達成状況
- (4) モニタリング実施計画に記載した参考成果指標の状況
- (5) 設置運営事業の実施に係る法令等及び関連協定の遵守状況

4. 財務モニタリング

財務モニタリングとして、本件 IR 施設の開業前及び開業後における、SPC 及び設置運営事業の財務状況、資金の流れ及び組織体制等について、主に次の(1)乃至(6)の確認を行う。

- (1) SPC の資金調達状況
- (2) SPC の財務状況
- (3) SPC の資金の流れ
- (4) SPC の株主構成、事業実施体制、組織体制及びガバナンスの状況
- (5) 初期投資の実行状況
- (6) カジノ事業の収益の活用状況（再投資の実行状況）

5. IR 区域整備等の影響・効果等分析

府、市及び SPC は、更新用区域整備計画の作成のほか、IR 区域整備等の長期的な取組方針等について、時宜に見直し又は決定するまでの参考とするため、相互に協力して、IR 区域整備等によって生じた社会的・経済的な影響及び効果等について、継続的に調査・分析（以下「影響・効果等分析」という。）を取り組む。

影響・効果等分析の項目は、別紙 1 「IR 区域整備等の影響・効果等分析項目」を基本に、府、市及び SPC で別途協議の上定めるものとする（影響・効果等分析の詳細は、第 3 「7. IR 区域整備等の影響・効果等分析」を参照）。

第3 モニタリング方法等

1. 基本的な考え方

SPC によるセルフモニタリング並びに府及び市によるモニタリングは、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているか、また、設置運営事業の実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業実施状況等を確認する観点から行われるものとする。

また、府、市及び SPC による影響・効果等分析は、適切な施策・措置等の実施や事業実施過程の透明性の確保及び向上につなげる観点から実施するものとする。

2. SPC によるセルフモニタリング方法等

- (1) セルフモニタリング

SPC は、モニタリング実施計画に定めるところに従い、セルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、モニタリング実施計画に定める期限までに報告書（以下「セルフモニタリング報告書」という。）を作成し、府及び市に提出するものとする。

(2) 事業実施状況等の報告

SPC は、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、モニタリング実施計画に定めるところに従い、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を記載した報告書（以下「事業報告書」という。）を府及び市に提出するものとする。

(3) セルフモニタリング結果等の公表

SPC は、(1)のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、第 1 「5. モニタリング結果等の公表」に定める事項について、自己のウェブサイトにおいて公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

3. 府及び市によるモニタリング方法等

府及び市は、設置運営事業が法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するため、モニタリング実施計画に従い、SPC から提出されたセルフモニタリング報告書及び事業報告書を踏まえてモニタリングを実施する。

府及び市は、モニタリングのために必要と認められる範囲において、SPC に対する資料請求や実地調査等を行うことができ、SPC は合理的な範囲で誠実にこれに協力しなければならない。

なお、府及び市は、モニタリングの実施に際して、SPC に府及び市に対する説明の機会を付与しなければならない。

4. IR 事業評価委員会への報告等

府は、市と協力の上、毎年度、モニタリング結果を IR 事業評価委員会に報告し、必要に応じて、委員会評価等を得るものとする。

なお、府は、IR 事業評価委員会から委員会評価等を得る場合には、SPC に対して、説明の機会を付与しなければならない。

5. 国土交通大臣への区域整備計画の実施状況報告

(1) 府は、市と協力の上、SPC から提出された事業報告書の内容並びに府及び市によるモニタリングの結果（以下「府市モニタリング結果」という。）を踏まえ、自らが実施する施策及び措置を含む認定区域整備計画の実施の状況について、認定区域整備計画に基づく取組みの状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を取りまとめ、事業報告書について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に対し、区域整備計画実施状況報告を行う。

(2) SPC は、府から要請があった場合には、速やかに、事業報告書の内容並びにこれに關

連する資料及び情報を提供するものとし、府が行う区域整備計画実施状況報告に誠実に協力するものとする。

- (3) 府は、区域整備計画実施状況報告に際し、IR 整備法第 12 条第 1 項に規定する協議会が組織された場合には当該協議会における協議・報告を行い、当該協議会を組織していない場合においては市及び公安委員会と協議・報告を行うものとし、SPC はかかる協議に誠実に協力するものとする。

6. 国土交通大臣からの区域整備計画の実施状況評価

- (1) 府は、国土交通大臣から区域整備計画実施状況評価について、当該評価の結果が通知された場合、直ちに SPC に通知するものとする。
- (2) 府及び市は、国土交通大臣から通知された区域整備計画実施状況評価の結果について、府市モニタリング結果及び IR 事業評価委員会から委員会評価等を得た場合の当該委員会評価等と併せて、毎年度、それぞれ府議会及び市会に説明するものとする。
- (3) 府、市及び SPC は、区域整備計画実施状況評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。

7. IR 区域整備等の影響・効果等分析等

府、市及び SPC は、更新用区域整備計画の作成のほか、IR 区域整備等の長期的な取組方針等について、時宜に見直し又は決定するまでの参考とするため、相互に協力して、次のとおり、影響・効果等分析に取り組む。

- (1) SPC は、モニタリング実施計画（運営等）に定める成果指標、参考成果指標及び IR 区域整備等の実施に伴う影響・効果等を分析するための項目を測るために必要となる実績データを定期的・継続的に収集・把握し、また、必要に応じて調査・分析を行うものとし、府又は市から求めがあった場合は、これを提出するものとする。
- (2) SPC は、(1)により収集した実績データを活用し、モニタリング実施計画（運営等）に定めるところに従い、設置運営事業の実施によって生じた社会的・経済的な影響・効果等の分析を行い、当該分析結果を府及び市に提出する。
- (3) 府、市及び SPC は、相互に連携・協力して、IR 区域整備等の実施によって生じた社会的・経済的な影響・効果等の調査・分析に取り組むものとするが、調査・分析等の項目、頻度、方法等については、別紙 1 「IR 区域整備等の影響・効果等分析項目」を基本に、府、市及び SPC で別途協議の上定めるものとする。

第 4 是正要求措置

府及び市によるモニタリングの結果、設置運営事業が法令等、関連協定又は本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められる場合には、府は、SPC に対し、以下に従い、是正レベルの認定、注意、改善指導、改善勧告、警告及び改善命令等のは正要求措置等をとることができ、SPC はこれに従わなければならない。

1. 是正レベルの認定

- (1) 府は、設置運営事業が法令等若しくは関連協定を遵守していないと認められる場合又

は本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められる場合には、別紙2「是正レベルの認定基準」に示す認定基準に従い、是正レベルの認定を行い、SPCに通知する。

- (2) 是正レベルは、レベル1（違反又は不履行）、レベル2（重大な違反又は不履行）及びレベル3（極めて重大な違反又は不履行）に分類されるが、府は、やむを得ない事情があると認めた場合には、是正レベルの認定を行わないことがある。
- (3) 府は、是正レベルに応じ、SPCに対して、「2. 是正要求」に定めるところに従い、注意、改善指導、改善勧告、警告又は改善命令等の是正要求（以下「是正要求」という。）を行うことができ、SPCは速やかに是正措置を行うものとする。

2. 是正要求

- (1) 注意
 - a. 府は、レベル1に該当するおそれがあると認定した場合、SPCに対して口頭にて、その理由を示した上で当該状態の改善を行うよう注意を与える。
 - b. SPCは、府から注意を受けた場合、速やかに改善措置を行う。
 - c. 当該状態の改善が見込まれない場合には、府は、書面により、その理由を示した上で再度注意を行う。
- (2) 改善指導
 - a. 府は、レベル1に該当すると認定した場合、SPCに対して、書面により、その理由を示した上で改善指導を行う。
 - b. SPCは、府から改善指導を受けた場合、府及び市との協議を踏まえて改善対策と改善期限について定めた改善計画案を作成の上、府及び市の承認を得てこれを策定する。
 - c. SPCは、当該改善計画に基づき改善を行い、その結果を府に通知する。
 - d. 府及び市は、当該改善計画に定めた改善期限の到来又はSPCからの改善指導への対応完了の通知を受けて、隨時モニタリングを行い、改善が行われたかを確認する。
- (3) 改善勧告
 - a. 府は、レベル2に該当すると認定した場合（改善指導にもかかわらず改善が行われていると認められない場合を含む。）、SPCに対して、書面により、その理由を示した上で改善勧告を行う。
 - b. SPCは、府から改善勧告を受けた場合、府及び市との協議を踏まえて改善対策と改善期限について定めた改善計画案を作成の上、府及び市の承認を得てこれを策定する。
 - c. SPCは、当該改善計画に基づき改善を行い、その結果を府に通知する。
 - d. 府及び市は、当該改善計画に定めた改善期限の到来又はSPCからの改善勧告への対応完了の通知を受けて、隨時モニタリングを行い、改善が行われたかを確認する。
 - e. 府が必要と判断したときは、府は、改善勧告の内容及び改善状況を公表することができる。

(4) 警告

- a. 府は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていると認められない場合、IR 事業評価委員会に報告（但し、緊急の必要がある場合は除く。）するとともに、SPC に対して、書面により、その理由を示した上で、警告を行う。
- b. SPC は、府から警告を受けた場合、府及び市との協議を踏まえて改善対策と改善期限について定めた改善計画案を作成の上、府及び市の承認を得てこれを策定する。
- c. SPC は、当該改善計画に基づき改善を行い、その結果を府に通知する。
- d. 府及び市は、当該改善計画に定めた改善期限の到来又は SPC からの警告への対応完了の通知を受けて、隨時モニタリングを行い、改善が行われたかを確認する。
- e. 府が必要と判断したときは、府は、警告の内容及び改善状況を公表することができる。

(5) 改善命令

- a. 府は、レベル 3 に該当すると認定した場合（警告にもかかわらず改善が行われていると認められない場合を含む。）、SPC に対して、書面により、その理由を示し、意見を述べる機会を付与するとともに、IR 事業評価委員会から委員会評価等を得た上（但し、緊急の必要がある場合は除く。）で、改善命令を行う。
- b. この場合、府は、SPC に対して、当該改善対象の行為又は状態を即座に中止し又は改善するよう命じることができる。また、府は、(i) レベル 3 に該当すると認定した事象が、当該建設企業、維持管理・運営企業等又はこれらの行為に起因して生じている場合において、極めて重大な違反又は不履行の改善又は修復のために、これらの者の変更が特に必要と認められるときには、必要に応じて建設企業、維持管理・運営企業等を変更すること、及び(ii) SPC の主要株主等の認可が IR 整備法第 205 条第 2 項又は第 3 項に基づき取り消される場合には、必要に応じて SPC の主要株主等を変更することを命じることができる。
- c. SPC は、府の改善命令に従うとともに、違反又は不履行の理由を書面で示した上で、府及び市との協議を踏まえて改善対策と改善期限について定めた改善計画案を作成の上、府及び市の承認を得てこれを策定する。
- d. SPC は当該改善計画に基づき改善を行い、その結果を府に通知する。
- e. 府及び市は、当該改善計画に定めた改善期限の到来又は SPC からの改善命令への対応完了の通知を受けて、隨時モニタリングを行い、改善が行われたかを確認する。
- f. 府が必要と判断したときは、府は、改善命令の内容及び改善状況を公表することができる。

3. 違約金

SPC が IR 整備法第 204 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に基づき、カジノ管理委員会により、カジノ事業又はカジノ行為区画内関連業務の全部の停止を命じられた場合、府は、本実施協定に定めるところに従い、SPC に対し、当該停止命令の効力が生じている期間において、1 日当たり金 157 万円の違約金の支払を請求することができるものとし、SPC は、府の指定する期間内に府に対して当該違約金を支払う。

4. 本実施協定の解除

府は、府が SPC に対して改善命令を行ったにもかかわらず、SPC が合理的な内容の改善計画を策定せず、又は当該改善計画に基づく措置を実施しなかった結果、当該違反又は不履行が合理的な期間内に改善されなかった場合、実施協定に定めるところに従い、本実施協定を解除することができる。

5. 認定区域整備計画の認定の不更新及び取消し

- (1) 府は、モニタリング基本計画に定める極めて重大な違反又は不履行が生じ、府が SPC に対して改善命令を行ったにもかかわらず、その状態が修復されなかった場合（但し、当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合はこの限りでない。）、認定区域整備計画の認定の更新の申請（更新申請付議及び更新申請議決を含む。）を行わないことができ、また、認定区域整備計画の認定の取消しの申請をすることができる。
- (2) 市は、モニタリング基本計画に定める極めて重大な違反又は不履行が生じ、府が SPC に対して改善命令を行ったにもかかわらず、その状態が修復されなかった場合（但し、当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合はこの限りでない。）、更新用計画作成同意又は更新申請前同意を行わないことができる。

以上

IR 区域整備等の影響・効果等分析項目

区分	分析項目
IR 全体	IR 区域における消費動向分析（全体/外国人）
	経済的・社会的效果、雇用創出効果分析
世界水準のオールインワン MICE 拠点の形成	オールインワン MICE 拠点の特性を活かした付加価値の高いサービスにかかる利用者動向の分析
	MICE 施設利用状況分析
	国際会議・展示会等のテーマの傾向及び多様性分析
	MICE の国際的な展開分析
	大阪府下で初開催の MICE の誘致・開催状況分析
	国内の代表的な MICE 施設との比較分析（他の IR 区域の MICE 施設含む）
	海外の代表的な MICE 施設との比較分析
魅力の創造・発信拠点の形成 (魅力増進施設)	魅力増進施設の利用者属性の分析
	魅力増進施設の利用者の動向・ニーズ分析
	送客施設と連携したコンテンツによる広域観光振興効果
日本観光のゲートウェイの形成（送客施設）	コンシェルジュサービスの利用者動向分析
	ニューツーリズムの利用者動向分析
	富裕層の送客サービスへのニーズと利用者動向分析
	送客先・送客手法の傾向分析
	送客先への配慮にかかる取組み
利用者需要の高度化・多様化に対応した宿泊施設の整備 (宿泊施設)	宿泊者に占める外国人比率の傾向分析
	宿泊施設別／客室タイプ別客室稼働状況分析
	長期滞在傾向分析
	国内の主要な宿泊施設との比較（他の IR 区域の宿泊施設含む）
	海外 IR 宿泊施設との比較分析
オンリーワンエンターテイメント拠点、長期滞在の促進 (来訪滞在促進施設)	来訪滞在促進施設の利用者属性の分析
カジノ施設	カジノ施設の入場者属性の分析
質の高い雇用、人材確保・育成	従業員の働き方に関する分析
	従業員の通勤に関する分析
地域社会・地域経済への貢献、訪日外国人受入環境	地域経済への貢献に関する取組み内容
スマートシティ	スマートシティにかかる取組みの効果分析
交通ネットワーク対策	来訪者の利用交通手段分析
	交通処理対策の効果分析
危機管理・防災対策	(大規模災害が発生した場合) 対応内容
ギャンブル等依存症対策	問題あるギャンブル行動の傾向分析
	事業者による取組みの効果分析
治安・地域風俗環境対策	事業者による取組みの効果分析

以上

是正レベルの認定基準

レベル区分			認定基準	事象例
レベル 1	違反又は不履行	(1)事業実施状況が本件各整備計画等又は事業条件を未達/逸脱している場合	①本件各整備計画等又は事業条件に従って設置運営事業が実施されていないと合理的に認められる場合	
		(2)設置運営事業の遂行上、重要な点において法令等の違反又は業務運営の不備等が生じている場合	①設置運営事業の遂行上、重要な点において法令等の違反があった場合 ②法令等又は関連協定に定める重要な手続きの不備・遅延が発生した場合 ③SPC の重要な点における業務運営又は安全措置の不備等により、事故・施設損壊等が発生した場合 ④府及び市との円滑な連絡調整や信頼関係につき、設置運営事業の遂行上、重要な点において支障が生じている場合	
レベル 2	重大な違反又は不履行	(1)設置運営事業の遂行上、重要な点において、事業実施状況が本件各整備計画等又は事業条件を著しく未達/逸脱している場合	①本件各整備計画等又は事業条件に従って事業が実施されておらず、設置運営事業の継続的な運営に支障が生じ又は生じる合理なおそれがあると合理的に認められる場合 ・ 設置運営事業の正当な理由なき長期の未実施又は放棄 ・ 本特定合意内容に定める達成目標の著しい未達	
		(2)法令等の違反又は業務運営の不備等によって、設置運営事業又は施設の全部又は一部の停止が生じている場合	①国土交通大臣から、設置運営事業の全部又は一部の停止を命じられた場合（IR 整備法第 30 条第 2 項） ②法令等の違反又は SPC の業務運営の不備等によって、中核施設の全部又は一部の営業停止が生じている場合	
		(3)法令等の違反又は業務運営の不備等によって、事業運営に著しい支障が生じ又は生じる合理なおそれのある場合	①法令等の違反により SPC 又は認可主要株主等に対する監督処分が行われた場合 ・ IR 整備法第 204 条に基づくカジノ事業者に対する監督処分（カジノ事業の全部又は一部の停止を除く） ・ IR 整備法第 205 条に基づく認可主要株主等に対する監督処分 ②SPC の故意又は過失による業務運営又は安全措置の不備等により、重大な事故・施設損壊等が発生した場合 ・ 死傷者が出る事故・火災・労働災害・施設損壊 ③緊急時・災害時等に体制確保・避難対策・安全確保等が適切に行われない場合 ④関連協定に定める重要な手続きの不備が発生した場合 ※関連協定等に定める重要な手続きについては、別途、府が指定する。 ⑤府及び市との円滑な連絡調整や信頼関係につき、設置運営事業の遂行上、重要な点において著しい支障が生じている場合 ・ 継続的又は反復した重要な提出書類又は連絡の不備・遅延 ・ 継続的又は反復した提出書類への虚偽記載又は虚偽の報告 ・ 法令等又は関連協定に基づく府及び市のモニタリングや許可行政機関等の検査についての拒絶、妨げ又は忌避 ・ 長期間にわたる府、市及び関係行政機関の指導・指示に対する継続的又は反復した未対応 ・ 組織的な不正・隠蔽	

		(4) レベル 1 に該当する場合で、改善指導の手続きを経てなお改善が認められないと合理的に認められる場合	
レベル 3	極めて重大な違反又は不履行	(1) 法令等の違反又は業務運営の不備等によって、カジノ事業の全部又は一部の停止が生じている場合	<p>①SPC の故意、過失又は組織的関与による法令等の違反又は業務運営の不備等によって、カジノ管理委員会から、カジノ事業の全部又は一部の停止を命じられた場合 (IR 整備法第 204 条第 1 項・第 2 項)</p> <p>②SPC の故意、過失又は組織的関与による法令等の違反又は業務運営の不備等によって、国土交通大臣から、カジノ事業の全部又は一部の停止を命じられた場合 (IR 整備法第 30 条第 2 項)</p>
		(2) 区域整備計画の認定の取消し又はカジノ免許の取消しにつながりうる、極めて重大な違反又は不履行が生じている場合	<p>①事業運営に重大な支障を与える、悪質性の高い重大な法令違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の大規模な不法投棄への組織的関与 ・財務報告書など重要な法定書類 (IR 関係法令等に限らない。) の組織的改ざん <p>②業務運営又は安全措置の不備等により、極めて重大な事故・施設損壊等が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の死傷者が出るなど、被害が甚大に上る大規模な事故・火災・労働災害・施設損壊 <p>③緊急時・災害時等に体制確保・避難対策・安全確保等が適切に行われず、生命身体に係る被害の発生又は拡大が生じている又は生じる合理的なおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④SPC の故意又は重大な過失により、設置運営事業の遂行上、重要な点において府又は市への著しい信用失墜行為が生じている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な事実について提出書類への虚偽記載又は虚偽の報告 ・重要な事実についての組織的な不正・隠蔽
		(3) レベル 2 に該当する場合で、警告の手続きを経てなお改善が認められないと合理的に認められる場合	

以上